

第10条の2第2項第1号（新たに事業を開始する高年齢者等と事業主が委託契約等を締結する）

一 その雇用する高年齢者が希望するときは、当該高年齢者が新たに事業を開始する場合（厚生労働省令で定める場合を含む。）に、事業主が、当該事業を開始する当該高年齢者（厚生労働省令で定める者を含む。以下この号において「創業高年齢者等」という。）との間で、当該事業に係る委託契約その他の契約（労働契約を除き、当該委託契約その他の契約に基づき当該事業主が当該事業を開始する創業高年齢者等に金銭を支払うものに限る。）を締結し、当該契約に基づき当該高年齢者の就業を確保する措置

※1 「厚生労働省令で定める場合」は、高年齢者が企業を設立する場合等を想定

※2 「厚生労働省令で定める者」は、※1の場合の企業等を想定

